各支庁長 殿

住宅都市部長

## 道営住宅における選挙運動の取扱いについて

道営住宅における選挙運動の取扱いについて、下記の点に留意し遺漏のないよう処置し、住宅管理の適正及び 選挙の公平を欠くことのないよう願います。

記

- 1 公営ポスター掲示場の設置について
  - (1) 道営住宅敷地の一部を衆議院謹員、参議院議員(地方選出)及び道知事選挙の公営ポスター掲示場に使用することは差し支えない。
  - (2) その他道若しくは市町村が条例により公営ポスター掲示場を設置する場合も同じ取扱いとする。
- 2 選挙用ポスターの掲示について

前記1の(1)に掲げる選挙以外の選挙について、次のように取り扱うものとする。

(1) 選挙運動のために使用するポスターは、個々の入居者の承諾により、その占有部分に掲示することを認める。

なお、妻壁は、1棟2戸建を除き占有とみなさない。

- (2) 入居者が供用する階段、廊下、外壁及び敷地等には掲示を認めない。
- (3) 集会所、管理事務所、空き住宅、給水塔、ポンプ室、掲示板及び立木等には、掲示を認めない。
- (4) 入居者に無承諾で掲示されたポスター並びに前記禁止箇所に掲示されたポスターは、当該入居者並びに 管理人及び監理員がただちに撤去することができる。

なお、撤去したポスターについては、当該ポスターの掲示責任者に対し、一定期日までに受領しない場合は処分する旨通知し、受領しない場合は処分して差し支えないこと。

- 3 選挙事務所の設置について
  - (1) 候補者または候補者の推せん届出者が入居者である場合には、支庁長の承認により当該住宅選挙事務所として使用することができる。(別記様式第1号、第2号)
  - (2) 公営住宅を選挙事務所として使用するに当たっては、増築、模様替えを禁止するとともに、団地内の入居者の迷惑とならないように注意すること。
  - (3) 選挙事務所を表示するために公職選挙法に基づき認められているポスター等の掲示は、入居者の占有部分に限る。
- 4 個人住宅内の演説会について

候補者が個人演説会場として、また、確認団体が政談演説会の開催場所として、入居者の承諾を得れば個人 住宅内での開催を認める。

5 集会所及び集会室内での演説会について

個人演説会を行うことができる施設として市町村の選挙管理委員会が指定した場所は、集会所 及び集会室内で個人演説会を開催することができる。

6 集会所を投票所として使用する場合について 市町村の選挙管理委員会が指定した場合は、集会所を投票所として使用することができる。

(住宅課住宅管理係)

## 申 請 書

このたび下記の道営住宅を選挙事務所として使用したいので承認下さるようお願いします.

記

選挙名

候補者名

推せん届出者

住宅所在地

住宅種別 第 種 構造 建

住宅団地名

住宅番号 第 号棟 第 号

入居者名

使用期間

北海道 総合振興局長(振興局長) 様

年 月 日

申請人

## 承 認 書

下記の住宅を選挙事務所として使用することを承認します。

住宅所在地

住宅種別 第 種 構造 建

住宅団地名

住宅番号 第 号棟 第 号

入居者名

使用期間

## 条件

- 1 団地内の環境騒音等入居者の迷惑とならないよう注意すること。
- 2 増築、模様替えを行わないこと。

年 月 日

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

(